

企業版ふるさと納税マッチング支援業務に係る 募集要領

1 趣旨

企業版ふるさと納税マッチング支援業務は、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、本社が安城市外に所在する企業に対して働きかけを行うことで、寄附金の獲得による財源確保を図ることを目的とする。

本募集要領は、この業務を受注する事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 委託名 企業版ふるさと納税マッチング支援業務
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 委託料の算定方法

委託料の算定は、完全成果報酬型によるものとし、受注者が発注者に寄附者を紹介したことによって企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合における当該寄附の額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）を限度として予め発注者と協議した割合とする。なお、受注者は、申込書（様式1）において具体的な委託料率を示すこと。

4 業務内容

以下のとおりとする。ただし、より効率的な支援内容がある場合は、市と申込者が協議して採用するものとする。

(1) 対象プロジェクトの選定支援

発注者が行う対象プロジェクトの選定について助言・提案等の支援を行う。

(2) 対象プロジェクトのPR

発注者から提供された地域に関する情報やプロジェクトの情報をもとに、説明資料やリーフレットの作成・配布、PR用ウェブサイトの作成・情報掲載、既存マッチングサイトへの掲載等寄附を募るために効果的なPRを行う。

(3) 寄附見込企業への提案及び紹介

- ・ 寄附見込企業に対して個別訪問等により、発注者への寄附を提案する。
- ・ 寄附見込企業の寄附意向を把握し、発注者に情報提供を行う。
- ・ 寄附見込企業に寄附を提案するなかで、発注者の帯同訪問の実施が望ましい

場合等は、発注者に随時情報提供を行う。

(4) 寄附者の取次ぎ及びフォローアップ

- ・発注者への寄附に同意した企業の情報を発注者へ提供する。
- ・寄附の実施が円滑に進むよう、発注者及び寄附者からの各種相談等に対応する。

5 業務の履行に係る留意事項

- (1) 寄附者からの寄附金は、発注者が受領して受領証を交付するものとする。
- (2) 寄附者からの本業務に関する問合せ、苦情、クレーム（以下「問合せ等」という。）については、受注者が対応するものとする。ただし、問合せ等が発注者の対象事業等、本業務外の内容に係るものであるときは、受注者は、問合せ等の内容その他必要な事項を発注者に連絡し、発注者は、自らの費用と責任において、当該問合せ等に対して適切かつ迅速に処理するものとする。

6 委託料の支払い

- (1) 支払時期については、契約締結時に協議により決定するものとする。また、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 受注者が、当該業務の中でPRした企業であっても、他の企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託者の取次ぎで実施された寄附については、いかなる理由であっても委託料の対象外とする。

7 申込資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 安城市競争入札参加資格者名簿（委託）に掲載されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 次に掲げる措置を受けていない者
ア 安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく指名停止の措置
イ 安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく

更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の安城市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(5) 過去に、地方公共団体から受注した企業版ふるさと納税におけるマッチング支援業務について実績があること。

8 応募方法

(1) 応募希望者は、令和7年12月26日(金)までに下記電子メール宛に提出すること。

(メールアドレス:kikaku@city.anjo.lg.jp)

※申込者は電話により書類等を提出した旨の連絡をすること。なお、電話連絡は、午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)に行うこととする。

(2) 提出書類書類名称様式

①安城市企業版ふるさと納税マッチング支援委託申込書

②類似業務実績(令和2年度から申込時点までに、地方公共団体から受注した企業版ふるさと納税におけるマッチング支援業務の一覧)任意様式

③企画提案書(「4. 業務内容」を踏まえて、提案する具体的な支援内容)任意様式

10 契約業務

(1) 契約の締結交渉

申込後に、本募集要領及び安城市委託契約約款を踏まえ、契約条件や仕様等について、市と申込者との間で協議し、契約を締結する。なお、協議が整わないときは、契約を行わないものとする。この場合において、申込者に生じる損害については、市は一切の責を負わない。

(2) 契約保証金免除とする。

11 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。

①提出書類が、本募集要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

②提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

③提出書類に虚偽の記載がある場合。

④申込書の委託料率が、委託料率の上限(20%)を上回っている場合

⑤その他募集要領等に違反すると認められた場合

(2) 提出書類は申込みを精査する作業に必要な範囲において複製することがあり、返却はしない。

(3) 提出書類は、安城市情報公開条例に規定する開示請求の対象となる。

(4) 本市は、契約締結後においても、受注者に本申込みにおける不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。契約が解除された場合、受注者はかかる契約解除により発注者に対して与えた損害を賠償する義務を負う。